

みなさまへ

～安全なキャンパスを目指して～

本部構内交通安全対策を提示します！！

吉田キャンパス、特に本部構内の交通安全について、多数の方からご意見をお伺いし、会議等で議論を重ねてきましたが、昨年末、現状の問題点を共有し、これまでの構内交通安全対策についての検討の経緯を情報公開させていただき、今年1月から2月に本部構内交通アンケートを実施しました。

アンケートの結果やご意見について、3月7日にホームページに公開しました。ご回答いただきましたみなさまには、お礼申し上げます。また、記述式でいただいたご意見について、整理させていただき再度公開させていただきます。【別資料：記述式のご意見について（問5、問7、問8）】

アンケートでいただいた、みなさまからのご意見を踏まえ、以下の本部構内交通安全対策を提示させていただきます。

■本部構内の自動車の対策

●現状の入構ルールの周知とその厳格な実施で必要な車両以外の入構を減らし、安全性を高めます。

- ・年間許可証（業者、教職員）の発行枚数の見直し実施（平成24年度当初）
- ・臨時入構車両の規制強化
- ・違反駐車へのチェーンロックの徹底

●構内入出構ルートの変更と駐車場の配置見直しを行います。

- ・東一条通りの正門東側からの入出構（百万遍門・北門は緊急車両以外閉鎖）
- ・一般車両の一方通行の設定
- ・駐車場の区分（一般駐車場、障がい者用駐車場、搬入等業務用駐車場）
- ・通行ルート、駐車場マップの作成と公開



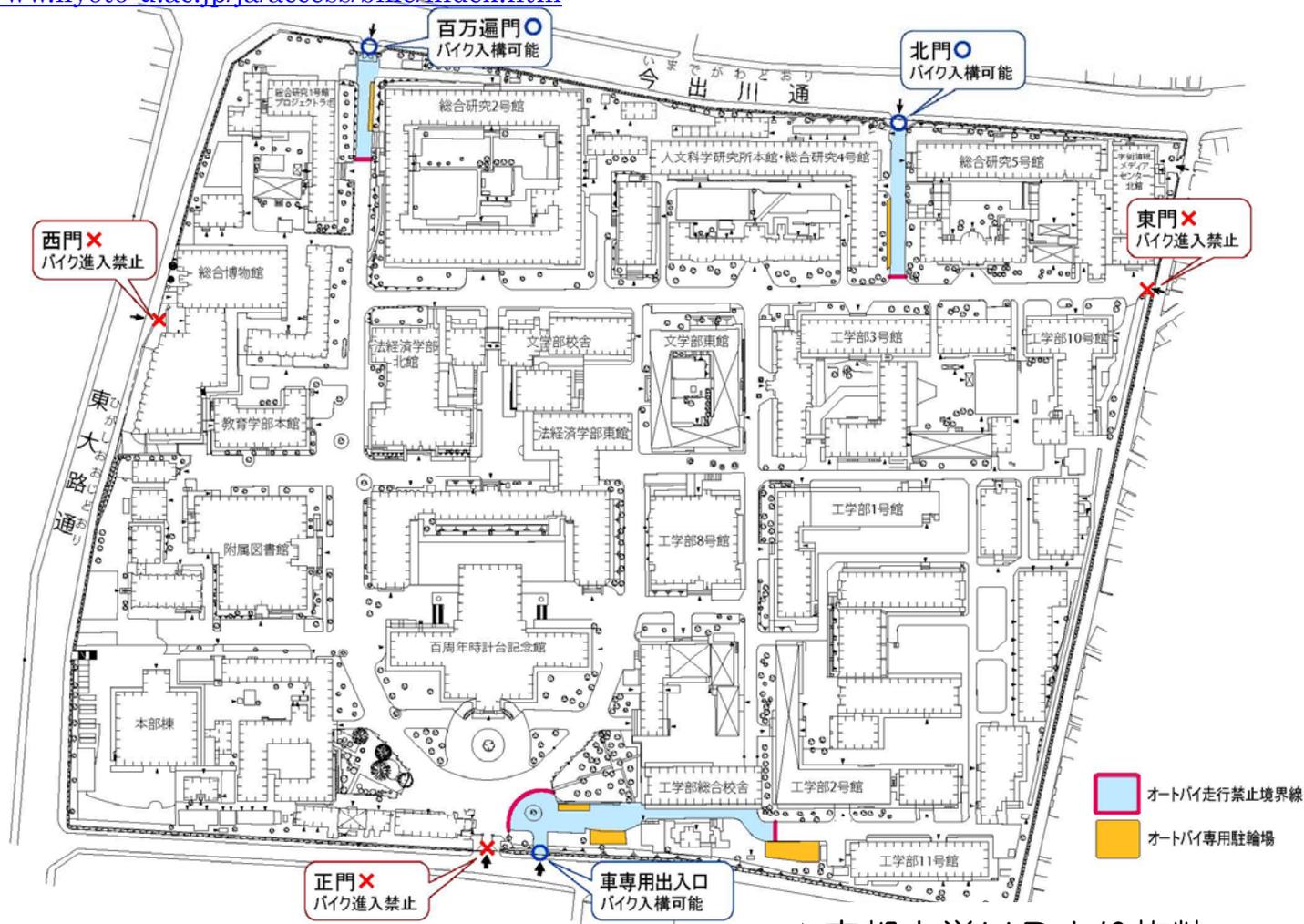
■バイクの走行と駐車について

●現状ルールを徹底しましょう

本部構内をオートバイで走行することは、その騒音が授業の妨げになり、また非常に危険であるため平成13年4月12日から走行を禁止しています。

本部構内におけるオートバイの取扱いは、京都大学のホームページに掲載されており、その取り扱いを継続することで安全を確保してまいります。

掲載URLは、<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/access/bike/index.htm>



▲京都大学HPより抜粋

■自転車乗車マナーについて

●乗車マナーの向上を！

自転車の運転マナーに対して問題があることの見解を多くいただきました。歩行者側からみれば、脅威であり、取り返しのつかない事故が発生しないように未然防止対策を講じなければなりません。

今回の提案のハード面の対策は、附属図書館と法経済学部本館の間の道路や工学部3号館北側、西側をリスクが最も高いゾーンと考え、その場所での自動車乗り入れを抑え、歩行者と自転車の通行の安全のために、一部の道路駐輪を解消できるように周辺部分に駐輪場の新設を実施することを提案し、リスクを低減させるよう改善していきたいと考えています。

併せて、個々の自転車利用者が、スピードの出しすぎ、運転に専念しない「ながら運転」やブレーキ、ライト点灯などの整備不良などに注意していくよう意識を高めていただかなければなりません。

ご意見にもありましたが、自転車は危ない乗り物です。人を傷つけたりした時の責任や保証の問題は、事故が起きてからでは遅いのです。

また、自己防衛としての保険への加入は、事故の抑止や意識改革にもつながると思います。乗車マナーについては、関係部署と継続した対応を行ってまいりたいと考えています。

～あなたの将来をかえてしまうかもしれません～

自転車は車両です

交通違反や交通事故を起こすと、刑罰を受けたり、損害賠償の責任を負うことがあります。

* 刑罰…懲役、禁錮、罰金等のことです。



自転車の主な違反

| | | |
|--|---|---|
| 酒酔い運転 道路交法 第65条第1項 罰則 5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 | 制動装置不良 道路交法 第63条の9第1項 ブレーキが無い！ 罰則 5万円以下の罰金 | 信号無視 道路交法 第7条 罰則 3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金 |
| 他にもこんな違反が… | 指定場所一時不停止 道路交法 第43条 罰則 3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金 | 傘さし運転 京都府道路交規 第12条第9号 5万円以下の罰金 |
| 右側通行 道路交法 第17条第4項 3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金 | 二人乗り 道路交法第57条第2項 京都府道路交規第9条 罰則 2万円以下の罰金 又は料料 | 無灯火 道路交法 第52条第1項 罰則 5万円以下の罰金 |
| | 通行禁止違反 道路交法 第8条第1項 罰則 3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金 | |

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例

第3条 携帯電話、イヤホン又はヘッドホンを
使用しながら運転をしないこと



あなた自身、そして周りの人の未来を守るため、自転車を安全に利用しましょう。

京 都 大 学

■駐輪場の整備について I

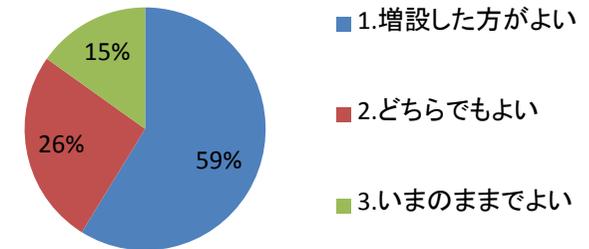
アンケートの結果、約6割の方が増設を希望されています。

現在、本部構内には、指定されている駐輪スペースが約3700台分しかありません。これに対し約6700台の自転車が駐輪されており、半数近くが指定場所以外のところに駐輪されているのが現状です。

そのため歩行者、自転車の通行の妨げになるばかりか、消防車や救急車などの緊急車両の通行に支障をきたす状態にあります。また、日常的に接触事故が起こりやすい状態が見られます。

約6700台の駐輪自転車の数は、放置自転車の撤去前の数であり、概ね1000台の放置自転車を含んでいると推測されるため（実際、毎年本部構内において約1000台の放置自転車を集め撤去しています）、5700台程度の駐輪場を最低確保する必要があると考えました。

問4:本部構内に駐輪場を増設することについて



▲アンケートの結果抜粋

●新たな駐輪場について

◎新たに設ける（指定する）目的は、「駐輪が過密な場所の改善を図る」ことを第一に考えます。

「駐輪が過密な主な場所」

附属図書館と法経済学部本館の間
総合研究2号館北側、西側
工学部3号館北側、西側

◎新たな駐輪場の確保の方法

①駐車場を駐輪場に変える

（自動車対策と並行して、敷地の北ゾーンにある駐車場をすくなくし、車両通行の頻度を減らすことを合わせて行う）

附属図書館、法経済学部本館周辺 ⇒「教育学部本館南側に増設」
工学部3号館北側、西側 ⇒「総合研究4号館南側、文学部東館北側、工学部1号館北側に増設」

②中庭スペースを駐輪場とする

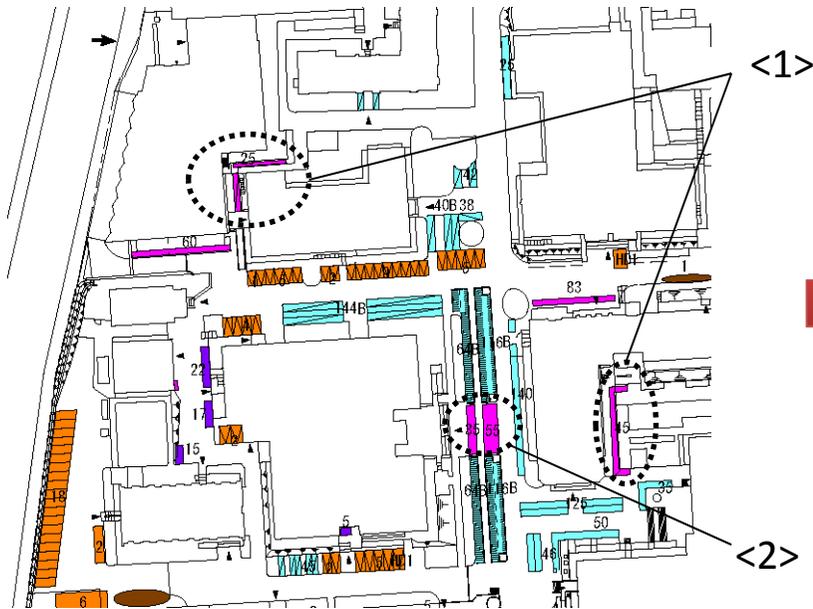
総合研究2号館北西部分 ⇒「総合研究2号館中庭に増設」
工学部3号館北側、西側 ⇒「工学部電気総合館南側中庭、総合研究5号館中庭に増設」

③道路添いのスペースを新たに指定する

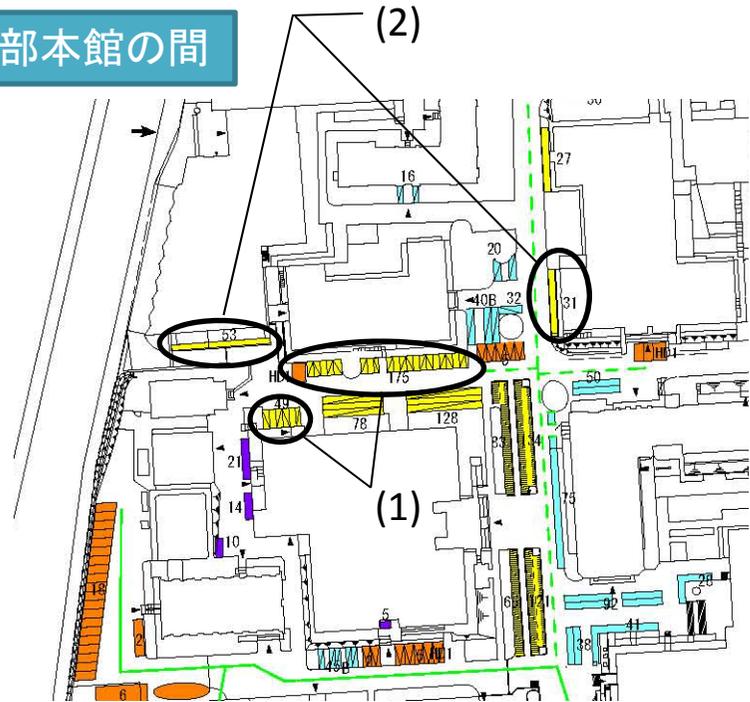
（非常時の緊急車両の通行、消防隊の消火活動スペース、屋外消火栓設備の使用、通常の歩行者通路の確保などに支障のないスペースを新たに指定する）

附属図書館、法経済学部本館周辺 ⇒「法経済学部北館西側、総合博物館南側を指定」
その他各所

附属図書館と法経在学部本館の間

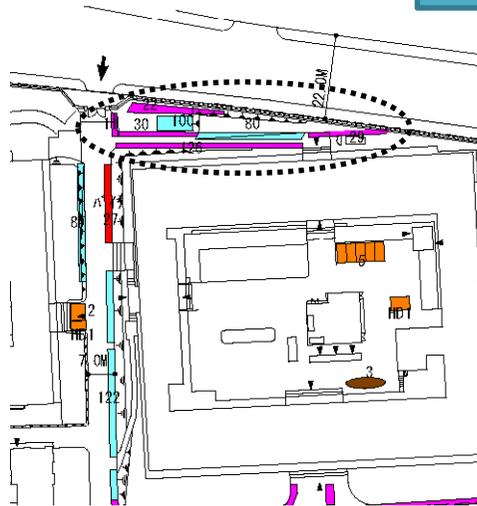


- <1>通路確保のため105台分削減
- <2>臨時駐輪場として使用継続

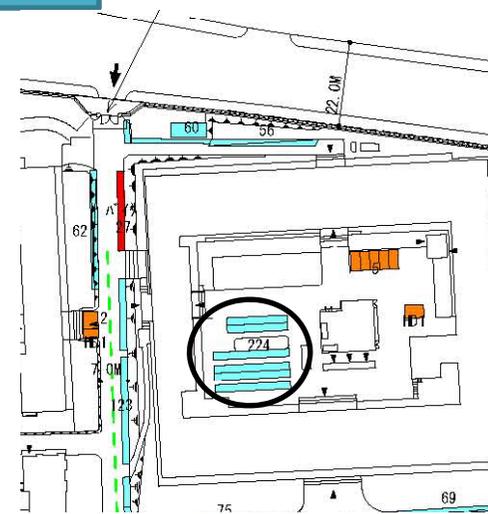


- (1) サイクルラック224台分増設(駐車場→駐輪場)
- (2) サイクルラック84台分指定(道路沿い→駐輪場)

総合研究2号館北側、西側



緊急車両通行のため218台分削減

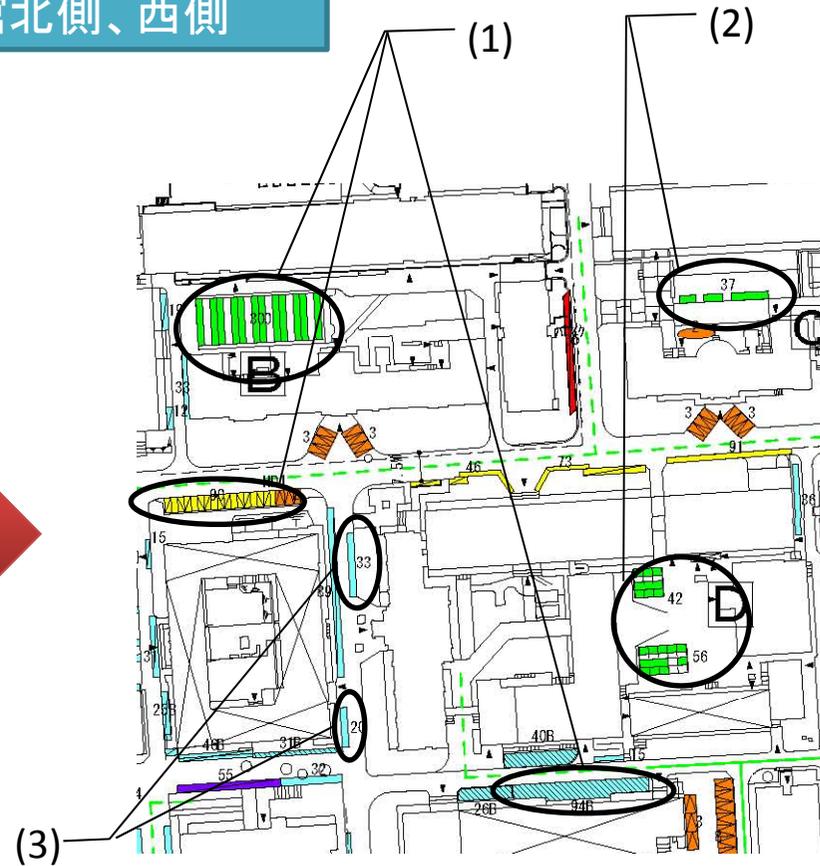


ライン224台分増設(中庭→駐輪場)

工学部3号館北側、西側



通路確保のため478台分削減

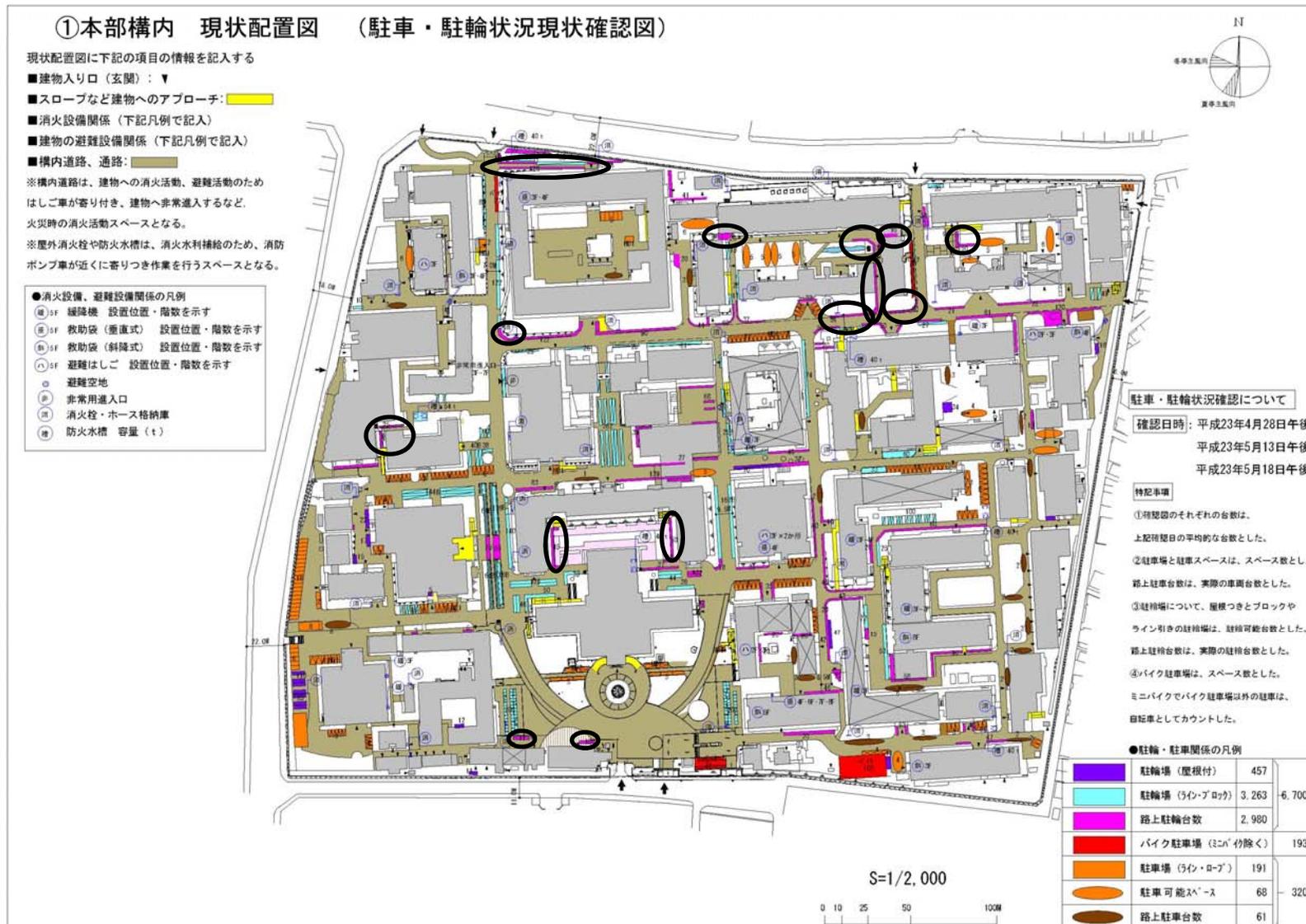


- (1) 屋根付・サイクルラック・ブロック484台分増設(駐車場→駐輪場)
- (2) 屋根付135台分増設(中庭→駐輪場)
- (3) ライン53台分指定(道路沿い→駐輪場)

■ 駐輪場の整備について II

● 現在、駐輪されているが、緊急車両の通行や歩道確保のために駐輪を控えていただく場所について

非常時の緊急車両の通行、消防隊の消火活動スペース、屋外消火栓設備の使用、通常の歩行者通路の確保、建物玄関やスロープへのアプローチ確保などのために、特に駐輪を控えていただく場所を設定します。



■駐輪場の整備について III

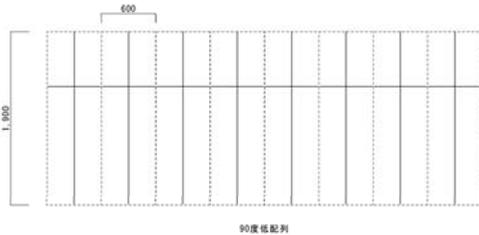
●サイクルラックについて

・図書館玄関周辺や道路沿いに設けた駐輪場などでは、有効に置いて、出し入れ便利な金属製ラックを設けます。図書館玄関周辺の既存のコンクリートブロックのラックは、構内の別の場所で移設し再利用します。

<新旧サイクルラック(ブロック)共通の特徴>
・自転車が倒れないので、出し入れしやすい。

<サイクルラックを用いない場合>

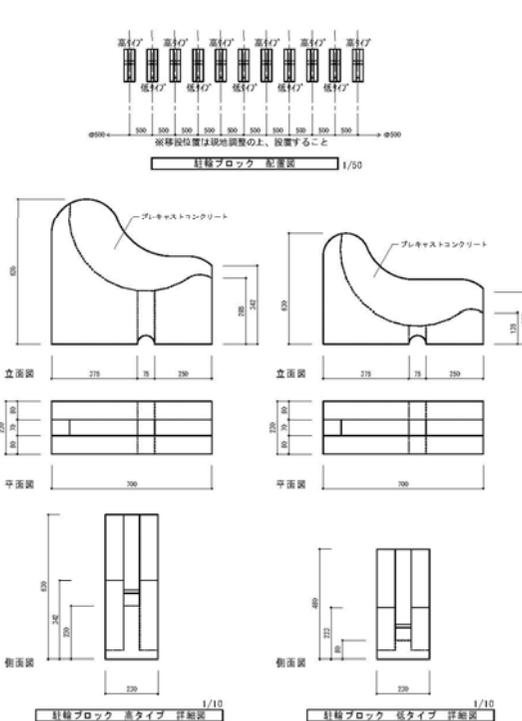
- ・駐輪間隔が広い。
(カゴ付自転車の場合600mm)
- ・自転車が倒れやすく、出し入れしにく



<自転車が倒れ、出し入れしにくい状況>

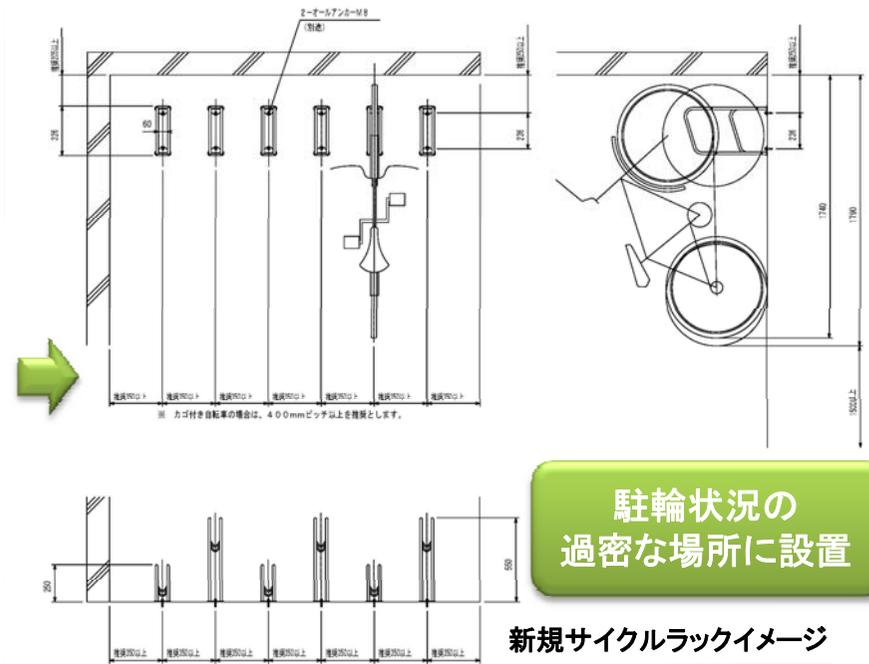
<旧サイクルラック(ブロック)の特徴>

・高低交互の設置で駐輪間隔が狭い。
(カゴ付自転車の場合500mm)



<新規サイクルラックの特徴>

・高低交互の設置で駐輪間隔がより狭い。
(カゴ付自転車の場合400mm)



駐輪状況の
過密な場所に設置

新規サイクルラックイメージ



■駐輪場の整備について IV

●駐輪マナーの向上へ

アンケートの結果でも、駐輪禁止に対しても6割以上の方の賛同がありました、

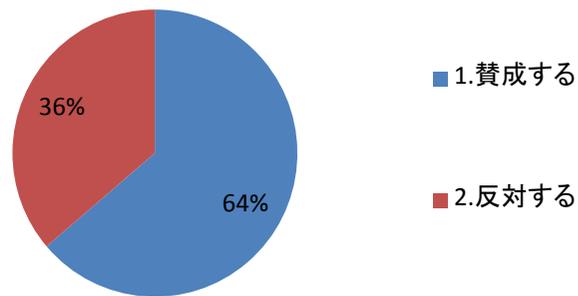
道路にはみ出したり、歩行者や障がい者の通路を塞いで駐輪しないように心がけましょう。設定された駐輪場が満杯な場合は、最寄りの空きスペースでの駐輪をお願いします。

一方、駐輪が過密な場所の改善を図るため新たな駐輪場の整備を行います。過密な場所は、構内移動用などの自転車が長期に駐輪されている様子が目立つため、長期に利用しない場合は、駐輪場所を分散化して、過密な駐輪場の有効活用にご協力くださいをお願いします。

【資料：駐輪状況（現状）休日の駐輪状況】（P.11）

【資料：駐輪状況の時間帯ごとの増減調査（エリアごとの満車率）】（P.12～15）

問6: 駐輪場以外のところは、駐輪禁止とすることについて



▲アンケートの結果抜粋

③ 自転車の違反と罰則
自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車は、車道が原則、歩道は例外
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。
【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車は左側を運行
【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
自転車は道路の左側に寄って通行しなければなりません。

歩道は歩行者優先で、車道寄りを通行
歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
【罰則】2万円以下の罰金又は科料

安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止**
自転車も飲酒運転は禁止。
【罰則】5年以下の懲役又は10万円以下の罰金
※罰に当たっては検問で検出された場合
- 二人乗りは禁止**
6歳未満の子供を1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。
【罰則】2万円以下の懲役又は罰金
- 並進は禁止**
「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。
【罰則】2万円以下の懲役又は罰金
- 夜間はライトを点灯**
夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。
【罰則】5万円以下の懲役
- 信号を守る**
信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。
【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 交差点での一時停止と安全確認**
一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。
【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

子どもはヘルメットを着用
児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

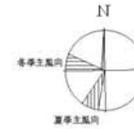
運転中の携帯電話 やめましょう!

傘さし運転

④ 交通事故相談
交通事故にあったとき、無料で相談できる窓口が京都府に設置されています。損害賠償・示談・保険請求など専門の相談員がアドバイスし、また必要により弁護士にも無料で相談できます。
相談・問合せ先：京都府交通事故相談所（上京区下立売通新町西入ル（京都府庁日本館1階））電話 414-4274
面接相談時間：午前9時～11時30分、午後1時～4時30分（土・日・祝日・年末年始は休みです。）

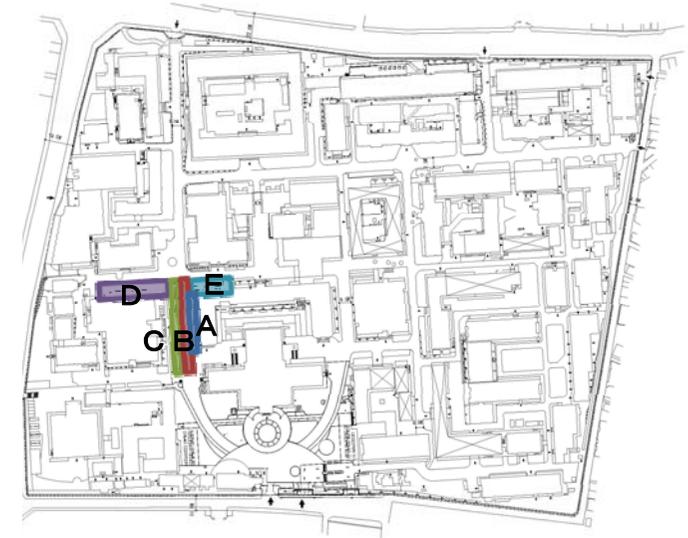
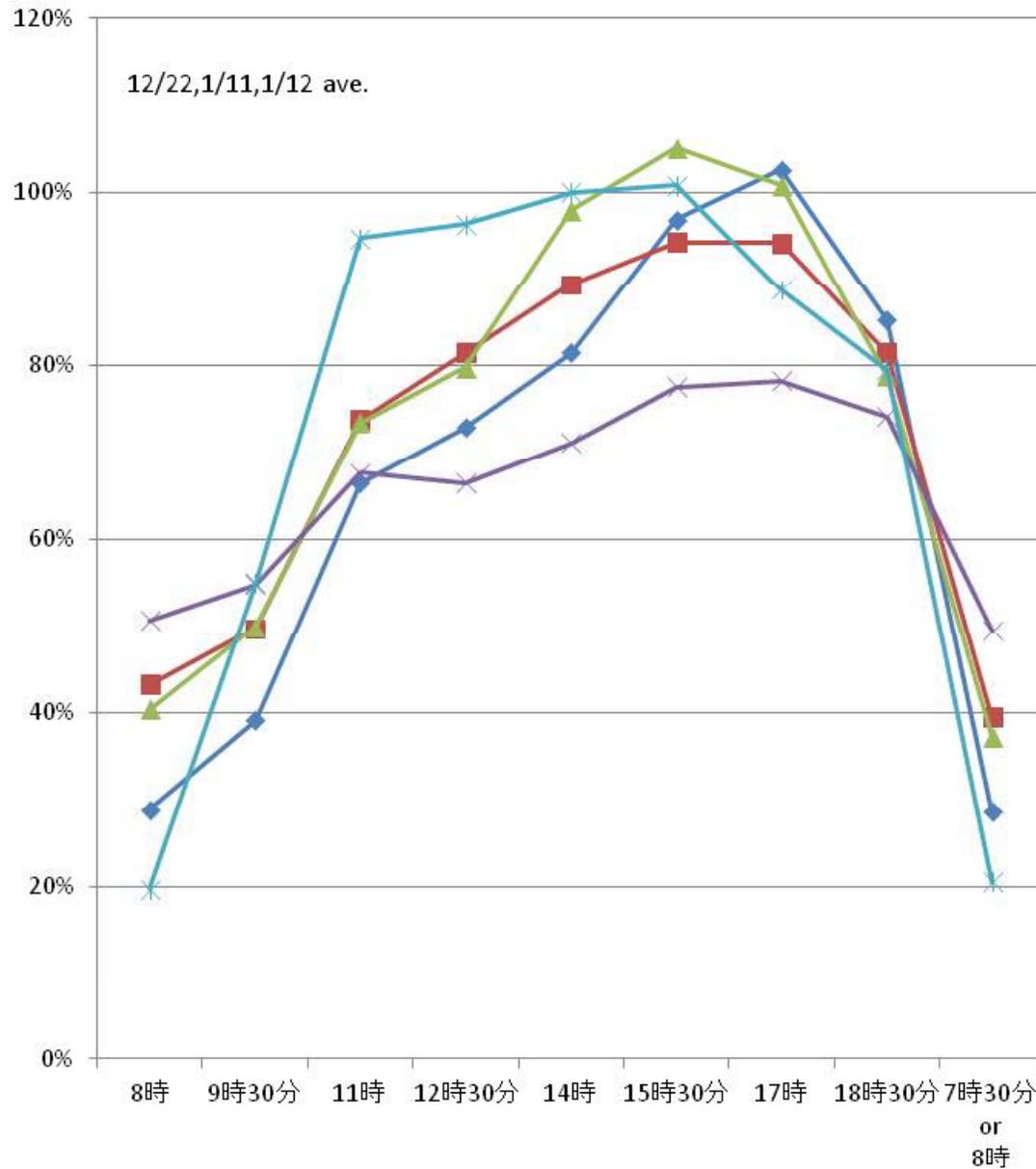
休日の駐輪状況(H24. 3. 4 PM1時~3時)

- ※1 ○囲み数字は休日(平成24年3月4日(日)、午後1時~3時)の駐輪台数
- ※2 ○囲み以外の数字は平成23年4月28日(木)、5月13日(金)、5月18日(水)各午後の駐輪台数の平均
- ※3 ● : 休日の台数÷平日の平均台数が80%以上の箇所(但し、屋根付駐輪場を除く)



| 凡 例 | | ※1 | ※2 |
|-----|-----------------|-------|-------|
| | 駐輪場(屋根付) | 457 | |
| | 駐輪場(ラインブロック) | 3,263 | 6,700 |
| | 路上駐輪台数 | 2,980 | 2,959 |
| | バイク駐輪場(ミニバ 勿除く) | 193 | 100 |
| | 駐輪場(ライン・ロープ) | 191 | |
| | 駐車可能スペース | 68 | 320 |
| | 路上駐車台数 | 61 | |

駐輪状況の時間帯ごとの増減調査

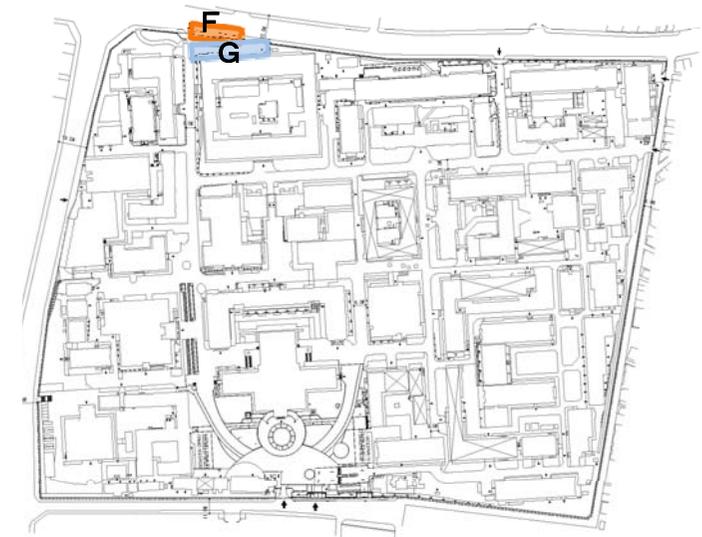
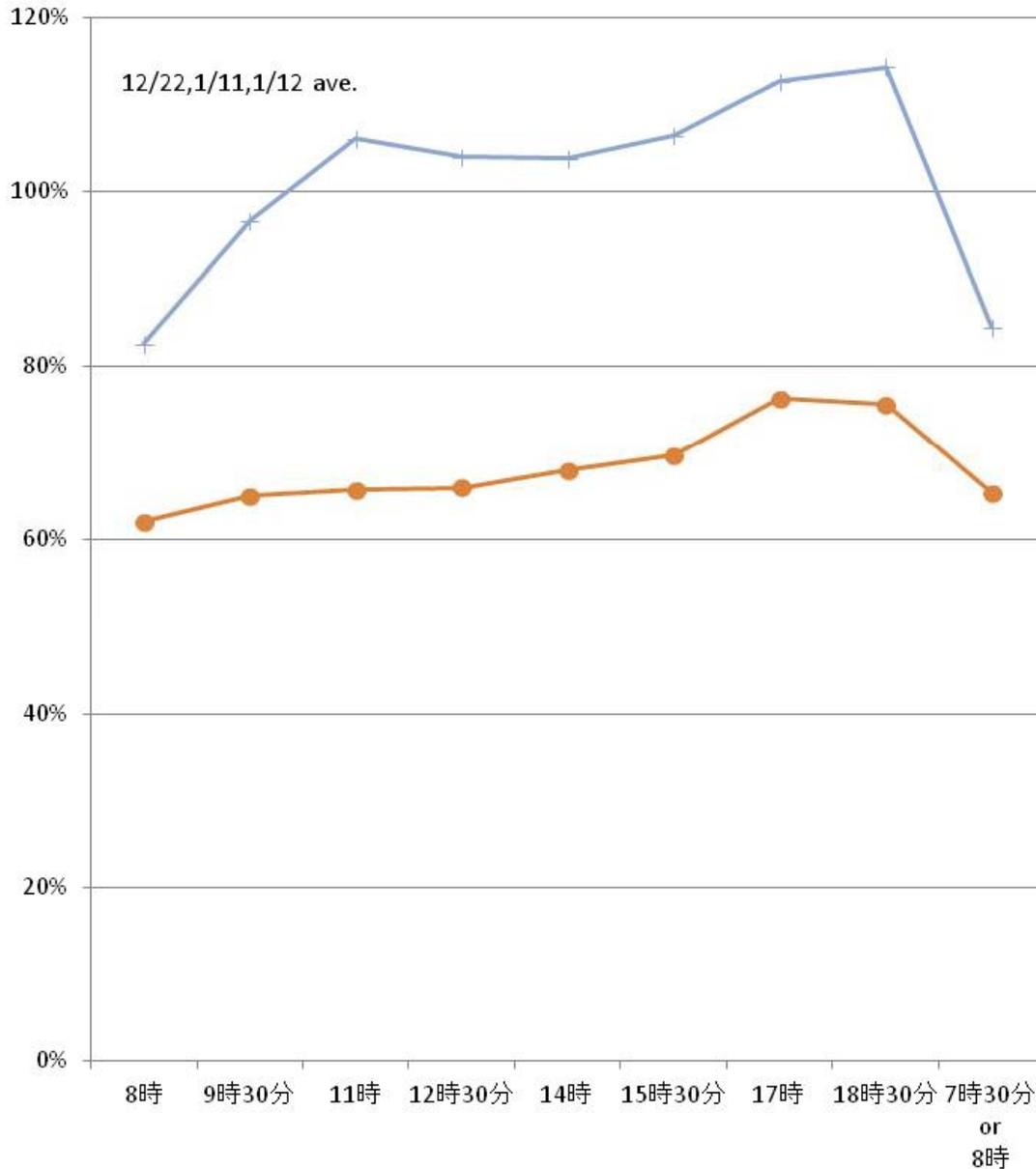


駐輪状況調査エリア位置図

A・B・C・D・Eエリア

- ・駐輪状況調査エリア位置図の各地点において、時間帯別の駐輪状況を調査した。
- ・調査は平成23年12月22日と平成24年1月11日、12日の3日間行い、駐輪台数の平均値を平成23年5月(平日午後)に調査した台数で割った値(%表示)をグラフ化した。

駐輪状況の時間帯ごとの増減調査

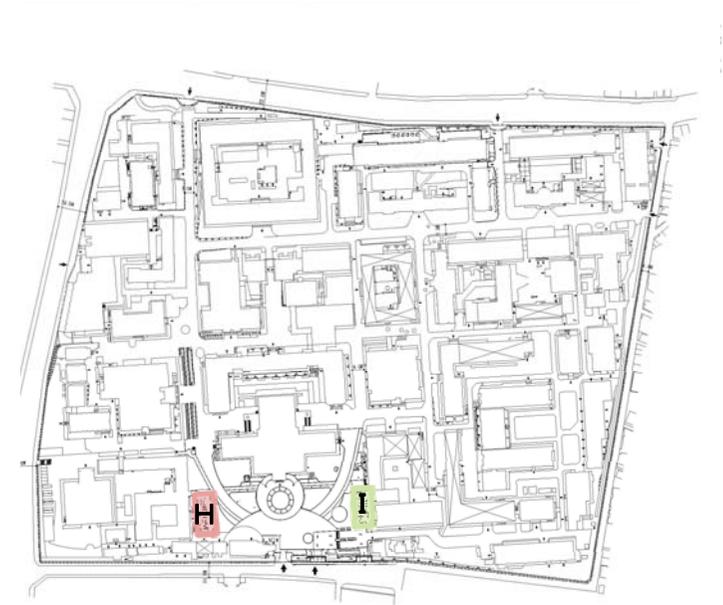
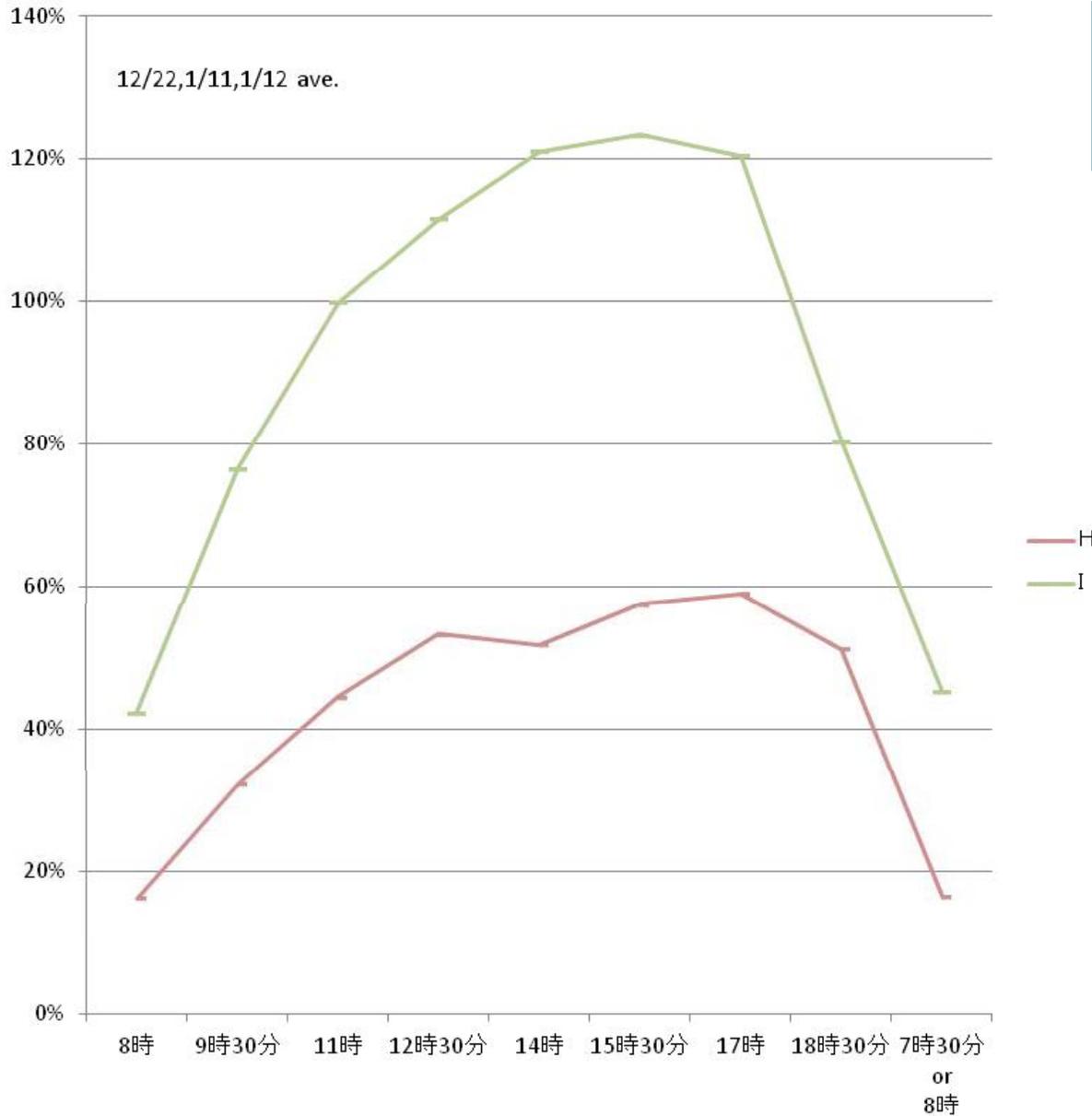


駐輪状況調査エリア位置図

F・Gエリア

- ・駐輪状況調査エリア位置図の各地点において、時間帯別の駐輪状況を調査した。
- ・調査は平成23年12月22日と平成24年1月11日、12日の3日間行い、駐輪台数の平均値を平成23年5月(平日午後)に調査した台数で割った値(%表示)をグラフ化した。

駐輪状況の時間帯ごとの増減調査

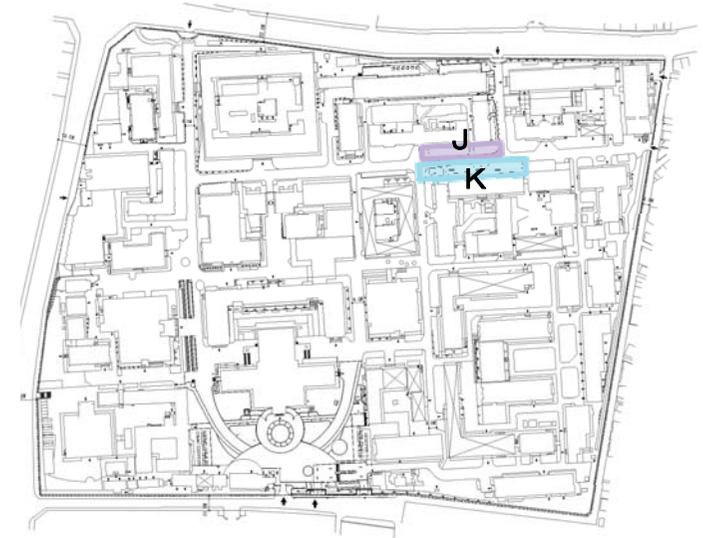
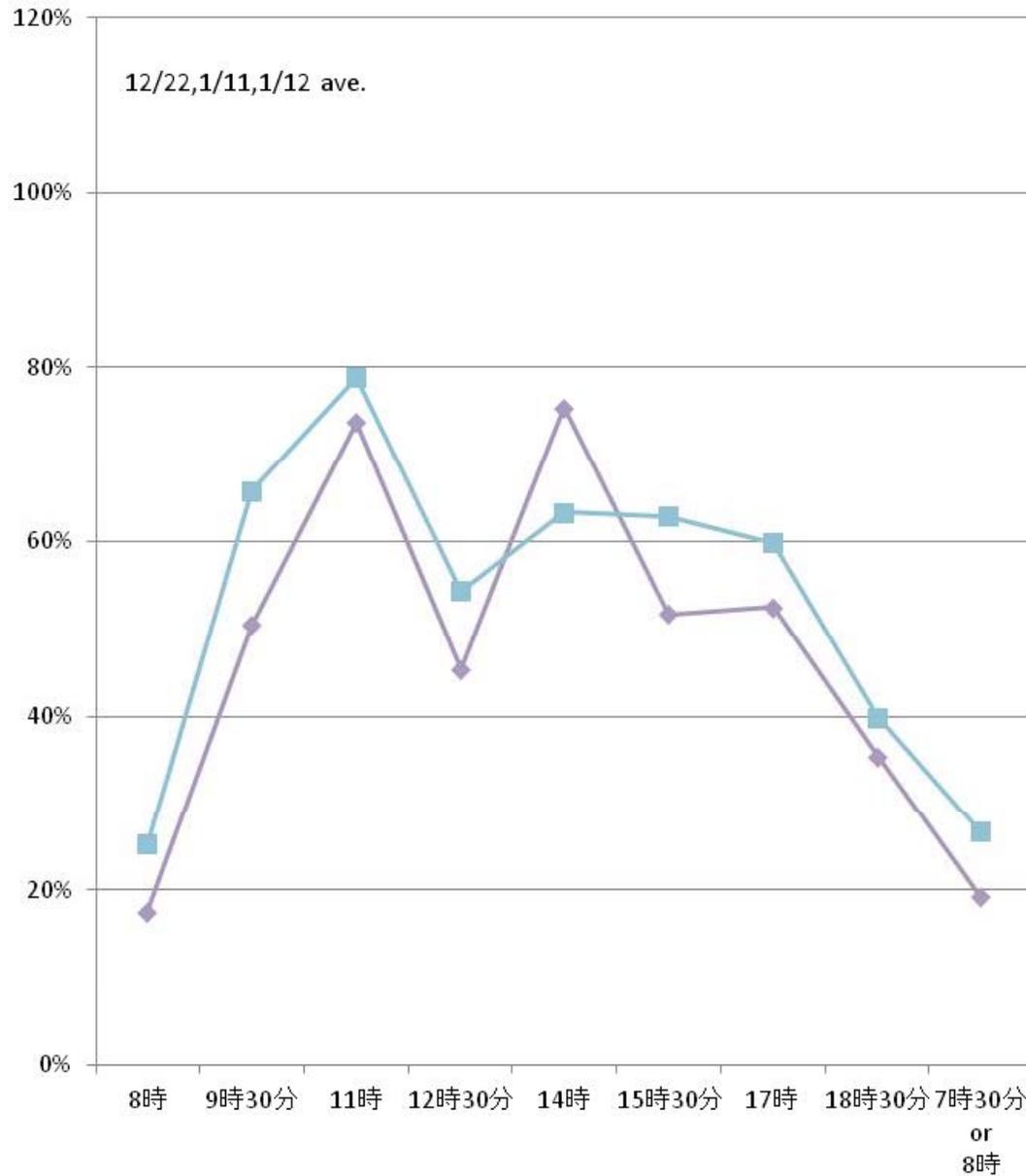


駐輪状況調査エリア位置図

H・Iエリア

- ・駐輪状況調査エリア位置図の各地点において、時間帯別の駐輪状況を調査した。
- ・調査は平成23年12月22日と平成24年1月11日、12日の3日間行い、駐輪台数の平均値を平成23年5月(平日午後)に調査した台数で割った値(%表示)をグラフ化した。

駐輪状況の時間帯ごとの増減調査



駐輪状況調査エリア位置図

J・Kエリア

- ・駐輪状況調査エリア位置図の各地点において、時間帯別の駐輪状況を調査した。
- ・調査は平成23年12月22日と平成24年1月11日、12日の3日間行い、駐輪台数の平均値を平成23年5月(平日午後)に調査した台数で割った値(%表示)をグラフ化した。

■ 放置自転車の対策について

● 放置からリユース・リサイクルへ

今年度も、放置自転車の撤去を実施しましたが、吉田キャンパス全体で約2600台の放置と思われる自転車が発生し、その大半を持ち主不明の大学構内の拾得物として扱い、その後廃棄しました。驚くべき台数ではないでしょうか。また、毎年同数を廃棄し続けていることは、非常に問題です。

一方では、学生さん主催の歴史あるリユース活動や生協のリサイクルや無料回収活動が行われています。しかしながら、放置自転車の台数を大きく減少させる活動とするには、至っていません。環境配慮行動とも繋がる活動であり、年度をまたいで放置される自転車が、新年度のあたらな構成員の自転車と併せて構内交通安全にとって不安全な状況をつくっています。この問題については、構成員のみならず民間企業などからもプロポーザルを求めてきたいと考えています。

※ 不要品廃棄処分! ご一報を! ※ 不要自転車・バイク引き取ります!

ブラウン管テレビなどの不要になった家電、パイプベッドなどの大型家具の廃棄処分は、

京大生協が信頼する **はふぶ** 引越サービスが
お引き取りいたします。

**家電・家具の処分、
有料にて受付致します。**

| 家電リサイクル法 適用商品は適正に | 大型家具 | 小物家具/家電 |
|----------------------|-----------------------------------|------------------------------|
| テレビ 冷蔵庫 洗濯機 | パイプベッド 学習デスク 本棚・レンジ台 etc | ラジカセ ビデオ・イス 衣装箱 etc |



詳しくはこのパンフレットに同封のご案内をご覧ください。

**不要になった
自転車・バイク
を引き取ります**



毎年、多くの自転車が構内に放置されており、キャンパスをいっそう狭くするばかりが、自転車通学、キャンパス内の移動の妨げにもなっています。

つきましては、今年度卒業される皆様を対象に、京大生協で、リサイクル可能な自転車を譲り受け、および廃棄自転車の処分を行っていますので、ぜひ、ご協力をお願いします。

下記期間中のみ、廃棄処分費用は**無料**で引き取ります

期 間 2012年 3月15日(木)~17日(土)
営業時間 11:00~16:00
場 所 京大生協西部会館ショップルネ店頭

京都大学を離れる卒業生のみなさんへ その家具・家電、捨てちゃうんですか？

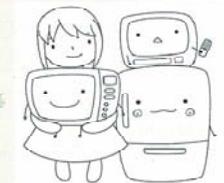
- ・後輩が引き取ってくれない
- ・リサイクルショップも引き受けてくれない
- ・新居に持っていけない
- ・実家に持って帰れない

リサイクル市に頼もう!

リサイクル市とは
卒業生がいなくなった家具・家電を
新入生に譲り渡すイベントです。

受付期間
2012年2/1(水)~3/13(火)

- * 2月と3月の土日: 2/11, 12, 18, 19, 25, 26
3/3, 4, 10, 17, 18に回収を行います。
- * 3月11日(日)は京都マラソンのため回収はありません。
- * 自転車の回収も行います。
- * 申し込みはwebで受け付けます。



「京都大学 リサイクル市」で検索 または 下記URLを入力

申し込み先
京都大学 リサイクル市 検索
URL <http://kyoto-univ.eco.to/rm/>

京都大学リサイクル市実行委員会
安全センター(時) 075-753-7609
mail_rm@kyoto-univ.eco.to
代表: 細川(理3) 090-1071-1384

最後に

アンケートでいただいた、みなさまからのご意見を踏まえ、以上のように本部構内交通安全対策を提示させていただきました。

この案について、ご意見のある方は、環境安全保健機構のお問い合わせかフォームか、末尾の事務担当のメールアドレスへお願いします。

環境安全保健機構のお問い合わせ用のURLはこちら

⇒<http://www.esho.kyoto-u.ac.jp/contact/>

なお、ご意見は、平成24年4月20日までにいただきますようお願いいたします。

また、昨年、本部構内以外の吉田キャンパスでの交通安全対策について、構内を超えて検討を進めるため、吉田キャンパス構内安全対策検討会を立ち上げました。今回のアンケートやご意見も多数いただいておりますことを申し添えます。

平成24年3月30日
副理事・環境安全保健機構長
大島 幸一郎

お問い合わせ先（事務担当）
施設部 環境安全保健課 安全担当
（電話）2382 （ファックス）2355
（メール）810anzen1@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp